

令和6年度 第2回災害ケースマネジメント研修

石川県視察について (報告)

令和7年1月15日

高知県

視察期間 令和6年11月20日～23日

参加者 高知県職員6名、高知市職員2名

視察場所 石川県庁、輪島市役所、
能登町役場、（社福）日本海クラブ
珠洲市健康増進センター など



能登町役場



珠洲市健康増進センター

石川県

被災高齢者等把握事業

- ▶ 県主体で実施（全国初）
- ▶ JVOAD（全国災害ボランティアネットワーク）が事業を統括
- ▶ 訪問活動を行ったのはNPO法人やJCMA（日本介護支援専門員協会【高齢者】）、NSK（日本相談支援専門員協会【障害者】）
- ▶ 県がデータベースを構築し、支援員が把握した情報を登録

被災者見守り・相談支援等事業

- ▶ 市町社協が中心となって事業を実施
- ▶ 各市町においてNPO等へ委託し、連携して実施

被災者情報の整理

- ▶ データの整理方法

石川県では、県がデータベースを構築し、「被災高齢者等把握事業」で支援員が把握した情報をタブレットで入力

- ▶ アセスメントシート

フェーズによって必要な質問項目が変わってくる

- ▶ 個人情報の取り扱い

発災時に関係機関とどこまで共有できるか

民間団体との連携

▶ 平時からの関係構築

被災者支援にはNPO法人等の民間団体の協力が不可欠だが、支援を申し入れてきた団体の素性を把握するのに苦慮

→平時からの関係構築が重要

珠洲市ではR5.5の地震時からNPO法人YNFと関係構築

▶ 士業関係者との連携

相続や住まいの再建方法など専門的な相談への対応

能登町では建築士団体と戸別訪問を実施

支援制度の周知

情報をわかりやすく伝える

輪島市では、NPO法人（ワンファミリー仙台、YNF）が発行元となり、住まい再建に向けたパンフレットを作成



輪島市HPよりご覧いただけます

仮設住宅に入りたい

仮設住宅には、新しく建物を建てる【建設型】や、賃貸住宅を借りあげて住む【賃貸型(みなし仮設)】があります。どちらも最長で2年間住むことができ、家賃はかかりません。入居には条件があります。

※入居期間は、状況によって延長になる可能性があります。

応急仮設住宅【建設型】

<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- その他、行政が入居すべきとした人

応急仮設住宅【賃貸型(みなし仮設)】

<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- その他、行政が入居すべきとした人

先着順のりっこし費用などは、自己負担となります。

賃貸型(みなし仮設)

<条件>

- 石川県、富山県、福井県、新潟県内にある
- 家賃が上限額をこえない
- 建物に耐震性がある

など、ほかにも条件があります。
くわしくは、市役所に相談しましょう。

※地域や人数によって、家賃の上限額はちがいます。
上限額はこえられません(こえた分を自分ではらうことも、できません)。

注意 ○【建設型】に入居した人は、【賃貸型(みなし仮設)】につれません。
反対に、【賃貸型(みなし仮設)】に入居した人は、【建設型】につれません。

注意 ○地域や人数によって、家賃の上限額はちがいます。
上限額はこえられません(こえた分を自分ではらうことも、できません)。

※休眠預金等活用事業の助成事業により作成